

令和8年度 第1回 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会 会議録

会議の名称	令和8年度 第1回 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会
開催日時	令和8年7月16日(木) 午後4時から午後5時まで
開催場所	藤井寺市役所 3階 305会議室
出席者	委員： 弁護士：中森 俊久 社会福祉士：吉田 祐一郎 臨床心理士：高橋 健一郎 (順不同・敬称略)
	事務局： 教育長：見浪 陽一、教育部長：村本 匡成 教育部理事：重尾 隆之、学校教育課長：田中 守 学校教育課主幹：池田 圭介
欠席者	委員： なし
会議の議題	市の取組 藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会(令和8年6月10日開催)の報告
会議の成立	委員3名中、過半数(3名)の出席があり、藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会 条例第6条第3項の規定により成立
傍聴者	0名
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開

○事務局

皆さん こんにちは。ただいまより、令和8年度藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会を始めさせていただきます。私は、藤井寺市教育委員会学校教育課 主幹の池田でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の皆様方には、次の点についてご了解いただきますようお願いいたします。本委員会について、原則公開となっており、本日の傍聴者は0名です。

次に本日の内容につきましては、議事録を作成いたしますため、録音させていただきますので、ご了承願います。

最後に、本日の会議の中で個人のプライバシーに関する内容が含まれた場合は、守秘義務も含め、適切に対応していただきますようお願いいたします。

以上のことについて、委員の皆様方には、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、藤井寺市教育委員会 教育長 見浪よりご挨拶をさせていただきます。見浪教育長、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただ今紹介がありました、藤井寺市教育委員会教育長の見浪 陽一でございます。

本日はお忙しい中、「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」にご出席いただきありがとうございます。また日頃より、本市の学校教育にご支援賜りまして誠にありがとうございます。「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

さて、令和6年度全国の学校で把握されたいじめの件数は76万9千件で、このうち、「重大事態」と認定された件数は1405件にのぼり、いずれも過去最多となっております。いじめの認知件数については、いじめの定義にしたがい、早期に認知して対応していくということになっています。一方で重大事態の気になるところで、1405件の3分の1にあたる490件が、重大事態と認定されるまで、いじめと認知して学校が対応していなかったことがあり、心配な点になります。

文部科学省と子ども家庭庁が、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」を出しています。その中では、いじめを行った児童生徒に対して、単にそのようなことをしてはいけないと伝え、形式的な謝罪をさせることで指導を終わらせていないかという内容があります。また児童生徒が「大丈夫、何でもない」と言っても、真に伝えたいと思っていることはないか、本音で話せているかということを考えていかなければならないということがあります。これはとても重要なことであり、そのことを十分に胸に刻んでいじめに対応していかなければならないと思っています。

教育委員会は、月に2回、いじめに関する報告を学校から受けています。いじめの背景をしっかりと捉え、再発防止や重大事態を防止する取組ができているのかを振り返っていく必要があると思っています。

本日は皆様が忌憚のないご意見を交わされ、本市のいじめの取組に対して、実りのある会議となりますことをお願いいたしまして、教育委員会の挨拶とさせていただきます。

○事務局

ありがとうございました。本日は、本年度の初会合でございます。委員の任期は2年となっており、弁護士の中森俊久様、大阪府臨床心理士会の高橋健一郎様、大阪社会福祉士会の吉田祐一郎様に委員として就任いただいております。委員としてご就任いただきました委員の皆様方に、委嘱状を手交させていただくべきと

ころではございますが、各委員の皆様方のお席の方に、それぞれ置かせていただいております。ご了承いただき、ご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

では、次第の3に移ります。ご出席いただいております委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。中森委員より順次お願いいたします。

○中森 委員

弁護士の中森と申します。本年度は大阪弁護士会の副会長も担っています。主に人権擁護委員会や刑事弁護委員会を担当しています。いろいろな問題が弁護士会にも上がってきているところです。後ほどまた共有させていただきます。よろしくお願いいたします。

○高橋 委員

高橋と申します。大阪府臨床心理士会教育部会に所属しています。現在、大阪府立高等学校のスクールカウンセラースーパーバイザーと大阪府公立小中学校のチーフスクールカウンセラーをしています。これまでいじめ問題について、いろいろな対応をさせていただいているので、本日お話しできればと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田 委員

大阪社会福祉士会の吉田と申します。本年度は、大阪社会福祉士会の会長を拝命しております。また大学の教育学部で教員をしております。これまでいじめの調査委員会等に、他市も含めて参加させていただいています。いじめの重大事態も増加傾向にあり、さまざまな背景を抱えている子どもたちもいます。子どもたちがどのような思いしているのかというベースに立ち返り、委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。続いて事務局の紹介をさせていただきます。

見浪 教育長です。

村本 教育部 部長です。

重尾 教育部 理事です。

田中 学校教育課 課長です。

私 学校教育課 主幹の 池田 です。

続きまして、次第の4、この藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会の設置根拠となります「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」について、ご説明させていただきます。「資料 Ⅰ 藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例」をご覧くださいませでしょうか。

条例 読みあげ

なにかご質問等はございませんでしょうか。

資料2は、令和元年12月に改定を行った藤井寺市いじめ防止基本方針です。この方針に基づき、各校でもいじめ防止基本方針を策定しております。

その中から、重大事態が発生した場合について説明させていただきます。学校は「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」又は「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」が発生した場合、重大事態の発生を市教育委員会に報告します。市教育委員会は調査の主体を市教育委員会か学校かを判断し、調査組織を設置します。調査結果を被害者へ情報提供を行い、市教育委員会へ報告します。市教育委員会は調査結果をふまえ、必要な措置をとり、市長は再調査の必要性を判断することとなっております。

○事務局

それでは、次第の5、委員長及び副委員長の選出に進ませていただきます。

「藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会条例第5条」に規定されておりますとおり、委員長及び副委員長は委員の互選により定めとなっております。どなたか、立候補、またはご推薦いただける方はいらっしゃいませんか。

ないようであれば、事務局に一任させていただいてよろしいでしょうか。

では事務局から提案させていただきます。委員長に中森委員、副委員長に吉田委員を推薦させていただきます。よろしいでしょうか。

ご異議なければ、中森委員を委員長、吉田委員を副委員長として決定いたします。この後の進行につきましては、中森委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中森委員長

本委員会の委員長を引き続き務めさせていただきます、中森でございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。それでは、次第に沿いまして、会を進めさせていただきます。

では、次第の6、「藤井寺市のいじめ防止の取組」です。事務局から説明させていただきます。

○事務局

本市重点教育課題の一つが「いじめ防止早期発見」であり、市内全小中学校が一丸となっていじめ防止早期発見に努めるよう指示伝達しております。また、その中で、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起り得る」ことであることを十分認識し、「いじめ防止対策推進法」や「藤井寺市いじめ防止基本方針」に則り「学校いじめ基本方針」に基づき学校組織が一体となって取り組むことを確認しております。本市は、現在、この指示伝達事項をもとに、各学校はいじめの未然防止、早期対応に取り組んでいます。

そこで市教育委員会は小中学校の取組に対する支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを派遣、配置しております。

スクールソーシャルワーカーは昨年度において延べ220回近くの派遣をいたしました。様々ないじめ事案で、学校で開催したケース会議において、スクールソーシャルワーカーを派遣し適切なアセスメントとプランニングを行い、事後指導も含め、いじめの防止や再発防止における学校の支援を行っております。また関係機関とのネットワークの構築や連携・調整を積極的に行い、児童生徒や家庭の支援につなげております。スクールソーシャルワーカーが教職員対象の研修を実施し、生徒指導課題の適切な対応につなげております。

スクールカウンセラーは昨年度、市内全小学校で年間12回配置、市内全中学校で年間35回配置でした。今年度は、小学校への配置回数が増え、小中学校ともに年間35回の配置となりました。毎回の配置をより有効に活用するなど、児童生徒・保護者・教職員に対して相談体制の強化を図り、カウンセリングの中でいじめにつながる相談があった場合は、学校と連携をとりながら、早期対応を行っております。いじめも含んだ学校の生徒指導課題対応について、積極的なコンサルティングやケース会議への参加を指示しており、未然防止や早期対応につなげております。また、困難や不安を一人で抱え込まず、適切に助けを求められる力を育てることを目的とし、児童生徒に対してSOSの出し方教育を実施しています。

また、教育委員会学校教育課に配置している校長OBのいじめ防止対策指導員は、いじめ防止に向け、分析・研究をするとともに、学校訪問を行い、各校のいじめなどに関する情報集約・助言とともに国や府からの情報提供を行っております。

藤井寺市教育委員会学校教育課指導主事、藤井寺市担当のチーフSC、藤井寺市のチーフSSW、藤井寺市のいじめ防止対策指導員で構成する藤井寺市教育委員会 学校支援チームは、学校におけるいじめ重大事態や児童虐待等の重篤な事案への迅速かつ適切な対応及びその未然防止に向けた各校への支援を行っています。

さらに、教育相談機関として、藤井寺市相談ダイヤルを週に3回開設し、子どもや保護者の相談に応じております。そのほかにも相談できる機関として、府や国の相談機関を子どもやその保護者に周知しております。

以上で、藤井寺市の取組について報告とさせていただきます。

○中森委員長

何か質問等はございませんでしょうか。

○吉田 委員

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置の話について、特にスクールソーシャルワーカーの配置が、他市に比べて派遣回数が多いという印象を受けました。いじめ対策委員会にも入られていて、何か施策的なものはされているのでしょうか。スクールソーシャルワーカーが学校のいじめ対策委員会等に入ることができなくて、後で問題が大きくなってから、なぜ体制を整えていなかったのかと指摘することも多いです。

○事務局

学校から報告を受けている月2回の生徒指導報告の中で、事務局が気になる事案については、こちらから学校に声をかけ、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに伝えているか、事案に関わっていただいたほうが良いのではないかと助言しています。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが各校で研修を行い、それぞれの役割等について各校に伝えているため、各校からどのような時に関わってもらえればよいのかの理解や活用が進んでいます。

○高橋 委員

カウンセリングの中で、いじめの事実を見つけることがあると話がありましたが、それが出てくるときには手

遅れの状態であることも多くあります。事前にカウンセリング以外の方法で、ちょっとこの子の様子がおかしい
なとか、SOSが子どもから出ていない状況でも、事前に学校の先生が子どもの様子を見定めて声をかけたり、授業や休み時間の様子をスクールカウンセラーが校内巡回して見たりする取組などはされていますか。

○事務局

今年度小学校へのスクールカウンセラーの配置が増えたこともあり、ご意見いただいた内容やSOSの出
し方に関する教育の実施など、カウンセリング以外の部分での取組を進めていただいています。

○高橋 委員

スクールカウンセラーの小学校への配置回数が増え、スクールカウンセラーがどう動いてよいのかわから
ないことや、小学校がどう活用したらよいかわからないという市町村の話を聞きます。藤井寺市としては、その
あたりの方針や何かされていることはありますか。

○事務局

市内のスクールカウンセラーが集まる機会を持ち、小学校への配置回数が増えた中で、カウンセリング以
外にどんなことができるかの情報共有を行っています。今年度の集まりでは、いじめ対策委員会や不登校対
策委員会に入れる回数が増えたことで、未然防止や早期に対応できる事案が増えたとの声があります。

○中森委員長

他に質問等はございませんでしょうか。

ないようでしたら、次に令和8年度第1回藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会の報告をお願いします。

○事務局

6/10(水)に令和8年度第1回藤井寺市いじめ問題対策連絡協議会を開催し、普段のいじめ防止の取
組についてご意見をいただきました。当日の協議について、口頭で報告させていただきます。

大阪府富田林子ども家庭センターより。子ども家庭センターに対するいじめ問題が主訴の相談は少なく、
虐待を受けている子どもが、学校で暴力を行う等、問題行動に出してしまうことが多いです。また学校外でのS
NSTラブルが増えているので、今後、そのあたりのトラブルへの対応が必要になると思います。

大阪法務局富田林支局より。いじめに相談件数はそれほど多くないが、電話・LINE・ミニレターなどのツ
ールを利用しながら相談活動を行っています。また、小学生を対象に人権啓発活動を行い、「誰かに話をする
ことは大事である」ことを伝えています。

羽曳野警察署より。これまでは、暴行・傷害に関する事案が多かったが、動画の拡散などSNSがらみの事
案が増えています。学校での対応に加え、保護者より警察からも指導してほしい依頼があります。

藤井寺市学校園PTA連絡協議会より。SC・SSWを学校に配置していただく等の対応について大変あり
がたい。子どもたちがいじめの被害者・加害者のどちらになってしまうのも悲しい。保護者同士での情報共有、
懇談などで先生に話をすることもあるが、今後SCへの相談も検討していきたいです。

藤井寺市市民生活部協働人権課より。主に人権啓発活動や相談業務を行っています。昨年は実施するこ

とができなかったが、以前学校に出向いて行っていたデートDVの出前講座では、人と人とのつきあい方や境界線について伝える啓発活動を実施しています。子どもの頃から、人権感覚を養っていくことは大事です。

藤井寺市チーフスクールソーシャルワーカーより。いじめが起こった際に、子どもたちの間で、今後関わらないと約束することはあるが、学校生活の中ではどうしても関わる場面は出てきます。その際に、どのように対応すればよいのかを教えるのが学校の役割であり、子どもや保護者に具体的に伝えることが大切です。

藤井寺市チーフスクールカウンセラーより。今年度はSOSの出し方に関する教育を実施することが課題になっています。個別だけでなく、全体にできるプログラムを考えています。いじめについては解決することだけがゴールではなく、加害者・被害者ともに自分の気持ちを知ることが大切です。

藤井寺市校長会会長より。学校で安心できる場を作ることができるよう、認め合える集団作り・わかりあえる集団づくりを行っています。ふざけてやったことでも、やられた子どもが嫌な思いをした場合は、いじめとして認知しています。保護者とも連携しながら対応し、見守りもしっかり行っています。

○中森委員長

ありがとうございました。何かご質問等はございませんでしょうか。

○吉田 委員

それぞれの機関等の取組が充実していることがわかりました。ただ見方を変えると、それが子どもたちにどのように伝わっているのかの検証は、あってもいいのかなと感じています。SOSを出しやすい環境でも、大人がその時代にあわせて、周囲の環境も含めて考えていく必要があるということで、検討課題として受け止めていきたいと感じています。

○中森委員長

はい。ありがとうございます。

最後に、次第の7の「その他」です。事務局よろしく願いいたします。

○事務局

今後、いじめの重大事態が発生する等、集まっていただく必要がある場合は、委員長と相談し連絡いたします。

本日はお忙しい中、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

○中森委員長

これで、本日の案件はすべて終了いたしました。これを持ちまして「令和8年度藤井寺市立学校いじめ問題専門委員会」第1回を閉会といたします。皆様ありがとうございました。